$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times0.9+E_M\}\times10^{-3}$

この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST}　誘導基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_{SH}　第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SC}　第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SV}　第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SL}　第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SW}　第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_M　第五条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

2　第八条第二号ロに規定する住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。）は、単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

3　前条の規定は、前項に規定する共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条中「$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times0.8+E_M\}\times10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times0.9+E_M\}\times10^{-3}$」とする。

（複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量）

第十一条　第八条第三号ロ(2)に規定する複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、第九条の規定により算出した非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量と前条第一項又は第二項の規定により算出した住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅であって、法第二条第五号に規定する所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号イに適合させることが困難であると認めるものについて、同号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

第三条　この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分について、第三条及び第九条の規定を適用する場合においては、当分の間、第三条第一項中「$E_{ST}=(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV}+E_M)\times10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times1.1+E_M\}\times10^{-3}$」と、第九条中「$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times0.8+E_M\}\times10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST}=(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_M)\times10^{-3}$」とする。

2　この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分について、第八条第一号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

第四条　この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第一条第一項第二号の規定を適用する場合においては、同号ロ(1)に適合する場合に限り、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

2　この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第五条及び第十条の規定を適用する場合においては、当分の間、第五条第一項中「$E_{ST}=(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_M)\times10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times0.9+E_M\}\times10^{-3}$」と、同条第二項中「$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times0.9+E_M\}\times10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST}=(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV}+E_M)\times10^{-3}$」とする。

3　この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第八条第二号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

別表（第八条関係）

用途		地域の区分								
		1	2	3	4	5	6	7	8	
(1)	事務所等	480	480	480	470	470	470	450	570	
(2)	ホテル等	客室部	650	650	650	500	500	500	510	670
		宴会場部	990	990	990	1260	1260	1260	1470	2220
(3)	病院等	病室部	900	900	900	830	830	830	800	980
		非病室部	460	460	460	450	450	450	440	650
(4)	百貨店等		640	640	640	720	720	720	810	1290
(5)	学校等		420	420	420	470	470	470	500	630
(6)	飲食店等		710	710	710	820	820	820	900	1430
(7)	集会所等	図書館等	590	590	590	580	580	580	550	650
		体育館等	790	790	790	910	910	910	910	1000
		映画館等	1490	1490	1490	1510	1510	1510	1510	2090

備考

1　単位は、1平方メートル1年につきメガジュールとする。

2　「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

3　「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

4　「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

5　「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

6　「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

7　「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

8　「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。